

先導的共生社会ホストタウン重点支援制度要領

令和3年4月9日
内閣官房オリパラ事務局

1. 目的

パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会を実現するため、先導的かつ先進的なユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組を総合的に実施する共生社会ホストタウンについて、重点的な支援措置を講ずることにより、その取組を加速する。

2. 先導的共生社会ホストタウンの認定要件

以下の要件を満たす自治体をオリパラ事務局が「先導的共生社会ホストタウン」として認定。

- ① 共生社会ホストタウンの登録を受けていること
- ② パラリンピアン及び地元パラアスリートと市民との交流を計画していること
- ③ 改正バリアフリー法に基づくマスタープラン又は基本構想の策定又は改定に取り組んでいること
- ④ 先導的・先進的な心のバリアフリーのシンポジウム、研修等を計画していること
- ⑤ ユニバーサルデザインの街づくりに資する先導的・先進的な事業を計画していること
- ⑥ 障害当事者とともに、バリアフリー情報の点検・マップ化等先導的・先進的な情報提供の強化に取り組んでいること

3. 支援措置

先導的共生社会ホストタウンに対して、以下の措置を活用して総合的に支援。

- ① オリパラ基本方針推進調査費による重点支援（内閣官房）
- ② マスタープラン作成に係る調査経費の重点支援（国交省）
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化事業に対する重点支援（国交省）
- ④ ホテル・旅館のバリアフリー化事業に対する重点支援（観光庁）
- ⑤ オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業による重点支援（文部科学省）

- ⑥ 心のバリアフリーの推進のための啓発活動による重点支援（国交省、法務省）
- ⑦ パラスポーツ体験会、心のバリアフリー教育による重点支援（経済界協議会）
- ⑧ あすチャレ!Academy、あすチャレ!ジュニアアカデミー、あすチャレ!School、あすチャレ!運動会、I'mPOSSIBLEによる重点支援（日本財団パラリンピックサポートセンター）

4. 認定プロセス

(1) 先導的共生社会ホストタウン応募調書の提出

先導的共生社会ホストタウンの認定を目指す自治体は、別添の応募調書を記載の上、内閣官房オリパラ事務局（以下「事務局」と呼ぶ）まで提出する。

(2) 事務局等による確認作業

事務局は、2. 「先導的共生社会ホストタウンの認定要件」の具体的な要件に鑑み、応募調書における各項目について確認を行うものとする。

(3) 「先導的共生社会ホストタウン」の認定・公表等

当該要件を満たす事が確認された自治体について、「先導的共生社会ホストタウン」として認定・公表する。

以上